

第2部 外国人労働者の受け入れ ～ 課題と展望 ～

パネル・ディスカッション

「専門職業従事者の受け入れ（看護・介護分野を例として）」

モデレーター 海老名 誠 発言要旨

午前中の部では、かなり長期的なビジョンに立った日本の国のかたちというものを議論したが、ここから、特にこのパネルでは、介護・看護に焦点を絞って、具体的な議論をしたい。人の移動問題は、発展途上国から先進国へ要望されるケースがほとんどになっているが、具体的には、看護師と介護労働者が日本で働けるようにして貰いたいという要望が、現在、日本が EPA の交渉をしているフィリピンとタイ、中でも、フィリピンから非常に強く出ている。私自身は、民間に設置されている日比 EPA タスクフォースの座長として、この問題を調査・検討してきた。日本国内の世論・意見には賛否両論があるが、この問題の前提となる認識において、必ずしも正しく理解されていないということも解ってきた。

そこで、本日は看護や介護の関係者の方々から具体的で率直な意見を伺うことで、この問題に対する認識を深め、外国人の就労がもたらすであろうメリットとデメリットを再認識し、できれば、それを乗り越えて将来の日本の看護・介護分野のあり方を皆で考えていく機会にしたい。

まず、各々の立場から、一人約 5 分ずつ、外国人の看護・介護分野での就労について、自由に意見を述べていただきたい。その場合、その意見が「業界」としての意見なのか、または「個人」としての意見なのかを、必要に応じて峻別して提示していただきたい。

プレゼンテーション要旨

AHP ネットワーク協同組合によるベトナム人看護師養成支援事業

医療法人弘仁会 板倉病院 理事長 梶原 優

AHP ネットワーク協同組合では、1994 年より、東南アジアの若者人材育成の観点から、ベトナム人看護師の養成支援事業を運営してきた。

1993 年、厚生省から認可を受けたが、その要件として、正看護師の養成、本国での事前教育から帰国までの協同組合による保証、日本で取得の看護師国家資格の本国での承認、要請人数を二百数十名とすることが上げられた。これらを前提として、千葉県 of 病院に声をかけたが、当初集まった 25 の病院が、総ての経費が受け入れ病院の負担となり、給与についても日本人と同等のものとすることが明らかになると、5 病院しか残らなかった。これは、当時でも、外国人を入れるということは、安い労働力を病院に入れるという認識が広くあったということである。

当事業はベトナム人候補生が日本において看護師資格を取得、研修をすることを目的とし、ベトナムにおける日本語教育、受験支援、看護師研修に至る過程を支援してきた。初年度は候補生全員が看護学校の入学試験不合格となるスタートであったが、今年で第 8 期目を迎え、現在、合計で 36 人の看護師を誕生させている。

本事業はアジアへの貢献という意味でのベトナム人看護師人材育成という趣旨のもので、日本における外国人看護師受け入れとは別のスキームの問題ではあるが、関連する問題点として、現行では医療看護職としての医療ビザの取得ができないことが挙げられる。よって、ベトナム人看護師は日本の看護師の資格を取得していても、4 年間の研修期間のみ日本在留が認められ、その後は帰国を余儀なくされ、二度と来日できない。したがって、再教育、生涯教育も不可能である。

外国人看護師の受け入れについて - 専門職能団体の基本的な考え方 -

日本看護協会 専務理事 岡谷 恵子

看護のグローバル化が進む中、看護師の国際的な技術交流なども進んでおり、日本看護協会は、外国人看護師が日本で就労できるようになることについては反対ではない。

看護は普遍的であり、その使命や目的は明確である。国家間の看護師の移動は、看護の知識や技術をより標準化し、普遍化することにつながり、世界的な規模での看護の発展に貢献すると考える。

しかし、看護師不足の解決を外国人看護師の雇用に求めることには、抵抗を感じる。看護師不足を解消するためには、養成数を増やすこと、現在就業している看護師の離職を防止すること、資格を持ちながら就労していない潜在看護師の職場復帰を促すこと、効果的なスキルミックスを活用することなどの対策を講じることが重要である。それでもなお看護師不足が生じる場合に、労働条件等を自国の看護師と同等にするという条件で外国人看護師による充足を考えるべきである。

日本看護協会は、外国人看護師を受け入れるにあたっては、日本人と同じ看護師国家試験を受験、免許取得をすること、安全に看護を提供できるほど十分な日本語能力を有すること、日本人看護師と同等の待遇で雇用されること、免許の相互承認はしないという点を主張したい。

全国的な統計によれば看護師不足は絶対数の不足というよりは特定の病院、地域、診療科での不足である。まず国内的な対策が必要であろう。

また、外国人看護師を受け入れることは送り出し国の貴重な人材資源の流出を意味し、その国の看護の水準や国民の健康問題にも影響することなので、移動に係る倫理的ルールというものを明確に策定していく必要がある。

アサヒサンクリーン株式会社 常務取締役 扇田 守

平成 12 年 4 月、介護保険制度の導入によって、ここ数年で介護事業者が急激に増加した結果、これからは淘汰の時代がやってくると認識しており、状況も変化してきている。全国にホームヘルパー資格保持者は 200 万人いるといわれているものの、総てが介護業務に従事しているわけではないのであろうと考える。ヘルパー有資格者でこの業界で働くものは未だ、不足している状況である。これを解決していかなければ質の向上は望めない。質を向上していかなければ淘汰され生き残れなくなる。当社でも介護従業員の定着率は低く、人材の確保に苦労しているのが現状である。

介護分野での外国人受け入れについては、現状では、明治・大正生まれの被介護者の他人が入り込むことに対する抵抗感、ましてそれが外国人ということ、事業主、職員がうまく歩調を合わせられるかの難しさなどの理由から、個人的には難しいと考える。

労働力不足は切実なので、将来、外国人労働者の受け入れは必要であろう。日本文化、日本語、介護をよく学び、管理体制を整備して来てもらう時代が来ている。例えば、海外で介護ヘルパー資格を取得し、日本で研修を経て介護福祉士の国家資格を取得するようなレベルの人々を受け入れていきたい。個別ではなくグループ業務の日本人職員の一員として業務に加わっていけばそれほど問題はなからう。

また、切実なのが看護師の不足である。介護にも入浴サービスなど看護師が必要な業務があるが、看護師は皆、病院での勤務を選び介護事業では不足しているのが現状である。

国際移住機関(IOM)労働移住問題主任 ニリム・バルア

先進国における看護師の人材不足は年を追うごとに顕在化しており、外国人看護師がその不足分を補っている場合が多い。外国人看護師にとって、外国での就労は技術、賃金の向上を意味する。現在イギリスでは、およそ 4 万 2 千人の外国人看護師がおり、全国の登録看護師の 8% を占める。アイルランド、オーストラリア、オランダ、南アフリカ、アメリカ合衆国などでも外国人看護師への依存は高い。

諸国の外国人看護師の受け入れ方法は、採用、資格認定、登録などの点において、多種多様である。資格認定についていえば、看護師資格の相互認定を行う国、認定において受け入れ国の看護関連団体の信用状を要件とする国、受け入れ国の看護師国家資格検定の受験・資格取得を義務付ける国、まずは研修生として採用し後に正規看護師として働くことができる国など様々である。看護師の移住により、送り出し国の保健システムに害を及ぼすことがあってはならない。外国人看護師雇用に関する倫理規定を設けることで、このような事態を避けることができよう。

質疑応答と討議（抄）

海老名：この議論の前提として、日本の看護師の需給見通しがどうなっているのか。厚生労働省の推計した需給見通しによると平成 17 年度にほぼ均衡に近いところまでいく。大きな方向としてこの議論を整理するためにコンセンサスを持ちたいと思っているのは、以下の点である。

マクロ的な統計数値の合計で言えば、登録の看護師資格を持った方々は不足していないように見える。しかし、病院の現場では足りないという声が圧倒的に多い。マクロとえばよいのか、全体像を議論するときと、ミクロというか、実際の現場のところでミスマッチが大分起きている。例えば、東京について言うと、不足していると言われる場合と、実は潜在的には働きたいが、なかなか子供を預けてという環境が許されない。したがって、働けないという議論もある。現状は、国家資格を持った看護師は全国規模あるいは大都市では潜在的にはほぼ数の上では、いるようだが、その人たちがフルに働ける環境が難しい。加えて、地方、業種あるいは病院の種類によってもその隔たりがかなり大きいようである。結果としていくら実際に努力をしても看護師が足りないという現場の方々が非常に多いことも事実である。このように理解をした上で議論をさせていただければと思うが、そのあたりの点について、私が今申した理解というものが、本当にイエスかノーかだけで、お答えいただきたいがどうか。

梶原：厚労省の出す数字では、例えば、医師は毎年 8,000 人出てきて余るはずだとされていても、北海道で名義貸しの問題が起きた。同じように、看護師もマクロで見た数字で足りているというのは事実であろうが、現場では足りていない。

先進諸国に比して日本の平均入院日数やベッド数が多いために看護師が足りないとする議論は、統計上の分類の差によるもので、今や日本は既に欧米並みになっているので、将来、改善するという予測は成り立たない。

また、病床あたりの看護師数を実際の必要に応じてではなく法律で定めているのは日本ぐらいのものだ。看護師の数が足りないので、例えば、急性期病床を患者 2 名に対して看護師 1 名と医療法上決めているが、看護協会でも、本当に急性期をやるには最低 1.5 対 1 の看護基準が必要であるといっている。諸外国において、100 ベッドあたり一般急性期病棟に何人の職員がいるか比較すると、米国は 5 百数十人、フランスは 250 から 260 人、日本は 108 人である。これで医療事故が起こらないのが不思議であるが、国民は事故のたびにマスコミがけしからんというのを聞かされるだけで事実を知らされていない。

全体で医療職のマンパワーが足りているのかもしれないが、現在の医療法に照らせば足りているというだけの話で、それで、十分な医療であるかどうかは別の話である。

岡谷：看護師が部分的に足りないというのはその通りだと思う。ただ、数が足りないという場合、離職が多くて定着しないので、いつもその病院では看護師不足であるというような事情もあろう。労働条件とか労働環境の問題で看護師が定着しない病院もかなりある。全国に 9,200 もの病院があるのでそういったこともある。ただ、マクロで見れば、看護師の需給見通しは、今のシステムから考えれば、よいと思われる。けれども、もっと質の高いものを目指す、あるいは人員の配置基準を上げていくといったような医療体制にしていくのだとすれば、やはりもう少し必要になってくると思う。

扇田：介護の事業において、巡回入浴には必ず一人の看護師が、バイタルチェックのために必要である。正看護師でなく准看護師でもよいがなかなか集まらないのが現状である。当社にも 100 人あまりの看護職の社員がいるが、足りない部分はアルバイトを雇い、それでも間に合わないのが、非

常に高い給与を払い、派遣会社の派遣看護師で何とか生き延びている。足りる、足りないで言えば、介護においては全く足りていない。

会場：台湾の外国人労働者の働く長期介護施設を視察する機会があった。フィリピン、ベトナム、インドネシア人を中心に 5000 人程働いているが、施設関係者が強調していたのは、賃金云々ということより、人手が何より確保できることであった。地元の人々は、家族のこともあり、夜間、深夜の勤務をしたがらない。寮を提供し、食事を与え、しっかりとしたトレーニングを行えば、人員が確保できるということが重要で、言語等いろいろ問題はあるが、台湾ではミスマッチを解消するため外国人労働者を導入するメリットがあると認識している。

海老名：日本とは受け入れの制度が異なるが参考事例として承った。

会場（手塚）：私たちのテーマというのは、大きな問題として、午前中でも語られたが、経済力を持続するという問題と、同時に、持続可能な福祉国家をどうやって維持していくかということがある。

この点で今、議論されている中身である、看護師が不足しているか、否かの問題がある。あるいは、医者でも、今、フリーターの医者が増えている。そのほうが金を稼げるという実際がある。病院の勤務医では子供を私大に、特に高い医学部などには出せない。医者や看護婦がお金をたくさん稼げると思っていること自体が日本の間違いである。日本医師会等が言っていることは間違いで、福祉や医療の産業に従事する方たちについては、そういう職業観から始まった考えの構造改革をしなくてはだめな時代に来ている。最近、看護学部長に言ったことだが、要するにあなた方は鎖国している。日本人の看護師以外の人たちには一切門戸を開かないのではないのでしょうか。

私は、日本看護協会に申し上げたい。看護協会はかねてから、十年前からそのことに反対してきた。その理由の第一は、要するに、外国人は日本語ができない。これは嘘である。日本の若者たちは今、敬語も使えない、丁寧語も使えない、日本語であるか何語を話しているのかわからない、けれども、私の知る例では、日本に来て一年間の日本語の勉強をして、その一年の日本語教育できれいな日本語を話す留学生はたくさんいる。

海老名：手塚先生にはこの後のセッションでモデレーターをお願いするので、引き続きまた皆さんよくお考えいただきご議論いただければと思う。いただいた時間が切れてしまっているが、最後に。

梶原：医師については、アメリカには ECFMG で留学、何年かの臨床経験の後、医師国家試験の受験資格ができ、合格した後、数年たつと開業もできるといったシステムがあるが、日本にも、看護について、暫定的な認定制度のようなものを作って、看護師の資格を持つものが、政府の日本語検定一級、二級を取得した上で、臨床を経ると看護師国家試験の受験資格が付与されるような制度があればありがたい。日本看護協会の提案では、日本の看護学校をかつては卒業しなければ受験資格がない、という部分が今回削除されている。日本の看護師の免許があるとある。これは業務独占免許なので、法律的にそうなのであろう。同等の労働環境及びコミュニケーション能力。これは、確かに私も当然だと思う。そういう意味では、そうした制度を具体的に作っていただければ外国人看護師の受け入れ状況は相当改善されるのではと思うし、すごい人数が入るわけではないので考えていただきたい。

日本語の能力について付け加えれば、今、私の病院で働いている 4 人の看護師は日本人看護師の誰よりも日本語が上手である。政府検定の一級の日本語能力を持っていて、丁寧語、尊敬語総てきれいに使い分ける。日本の若い看護師のほうが恥ずかしいほどで、彼らはすばらしい日本語能力を持っていると取敢えてお伝えしたい。

バルワ：不足には、絶対的不足と相対的不足があり、イギリス、アメリカでは、看護師が絶対的に不足している。その他の国では相対的な不足が見られる。これは、地方に人々が行きたがらないことから埋まらないポストが生じる。また、外国人であろうと一旦、日本に受け入れられたら、日本人と同等の賃金と労働条件であるべきである。

海老名：最後によい表現をしていただいた。絶対的に不足している場合と相対的に不足している場合があって、日本の場合はその後者にあたっていて、絶対的なところで見るとならばまずまずのところに見えるが、やはり、地方とか偏在といったところで深刻な不足というものも起こっているというのがどうも正しい姿なのかと今日は勉強させていただいた。日本看護協会から4つの条件、日本の国家資格を持ってもらうこと、日本語能力を高めてもらうこと、雇った場合には日本人と全く同一の条件で働かせること、相互承認は行わないこと、が挙げられた。この4つの条件について、自分だったらどう考えるかということを皆様にもお考えいただければありがたいと思う。これをきっかけにこの議論が高まればと思う。

パネル・ディスカッション 「国内の受け入れ環境をめぐって」

モデレーター 手塚 和彰 発言要旨

ここでは、日本での外国人労働者の受け入れ全体について考えてみたい。

現実には、日本は一体、世界の人の流れの上で開かれた国なのかといったことを考えると、日本の人口の1.5%が外国人で、そのうちの30%前後が戦前からの在日韓国朝鮮人で、永住者ないし特別永住者の法的地位を持つ人たちである。それ以外の外国人は、その半分にしか過ぎない状態である。日本は将来どういう国の姿をとるのかということを中心に考えているのか。専門的技術を持つ労働者は受け入れて、単純労働者は国民のコンセンサスが得られるまで受け入れないという政策が15年間続いてきている。15年間も何も得られなかったことを訝しむ次第だが、専門的技能を持つ労働者の具体的例として看護師介護士の問題が話されたが、現実には、一番国際化を進めて人について受け入れを進めるべきだという弁護士の世界は絶対に日本の資格がないと受け入れない。外国法事務弁護士という特別の資格を設けて111人しか日本に入っていない。医療については入国管理法上受け入れて良いことになっているが114人しかいない。

他方、単純労働者については現在60万人ぐらいが日本で単純労働についていて、そのうち25万人超を占める中南米から来た日系人が日本人より明らかに悪い条件で現場の仕事をしている。また、中国からの留学生就学生が労働環境・条件の過酷な状況でアルバイトをしている。あるいは、業種によっては、例えばアパレル産業で働いているのは中国や東南アジアからの研修生実習生である。ほとんどの繊維産業は中国や東南アジアに生産拠点を移動したが、日本に残っている工場では日本人は働かない。この産業を支えているのは研修生実習生である。

日本国内でも一番外国人が多い集住都市、こういう問題に日夜ご苦労されている北脇浜松市長にお話いただく。四宮審議官からは、法務省としては、国として受け入れ体制をどう作っていくか、また不法就労者の問題に触れていただき、送り出し国としてタイから日本にきている労働者の問題をタイ王国大使館のシントン参事官に、また、IOMの谷村局長から客観的に移民の状況と移民政策の問題点をお話いただき、どこにどのような問題があるのか明らかにしたい。

プレゼンテーション要旨

浜松市長 北脇 保之

1990年の入国管理法の改正以来、日系二世三世及びその家族は日本に定住して単純労働に就くことができることになっていて、日本の政策に基づいて既に大勢の日系外国人が日本に来ている。そうした外国人が多く住んでいる都市は、北関東と東海に多い。当市もそうした特徴を持った都市の一つで、既に、多く住む外国人を地域社会にいかに入らせていくかという課題に直面している。これは、日本の社会の近い将来の姿を先取りしていると思われ、こうした問題を解決していくことは、さらなる経済連携協定による人の交流を進めていくことに繋がる。浜松市をはじめ自治体が直面している問題に大勢の方々が関心を持っていただき、政府も基本的取り組みをしっかりとしてもらいたい。

外国人市民が直面する問題としては、社会保障、教育、外国人登録制度や生活習慣、文化の違いによる地域摩擦の問題が挙げられよう。

請負業者や派遣業者に間接雇用されているケースが多く、社会保険加入義務が曖昧になり雇用主の都合や、本人の事情により医療保険に加入していない例が多く、病気になったときに非常に困るケースもある。児童の不就学の問題なども依然として残る。基本的に、日本の公立義務教育機関は外国籍児童にその門を開いているが、門戸を開くだけでは言語の問題等もあり、不足であると感じる。基本的行政サービスの中でもこうした不具合が出てきているので、より本腰を入れた対策を行っていかない限り、EPA締結に際しての外国人労働者受け入れにも危惧が残る。

法務省入国管理局 官房審議官 四宮 信隆

日本の国際社会での立場等を考えれば、これから人の交流はさらに活発になっていくべきであろう。労働者の受け入れの問題は、日本の社会、国のありかたの問題である。対外的には外交の問題であり、国内では社会や治安にもかかわる問題である。

現在、日本には22万人の不法残留者と記録に残っていない密入国者が推定3万人、計25万人がいる。彼らが日本における不法就労の温床となっている。政府の調査によると国民の7割以上が不法就労はよくないとし、社会不安、治安にかかわると考えている。FTA交渉の中で、大きな人の移動を推進していくと、深刻な問題が生じる。それは日本国民の大きな社会的問題で、その問題を最小限にできるような受け入れ体制を構築せねばならない。

専門性、技術性のある外国人労働者を受け入れるという政府の大方針とは別に、日系人や日本人の配偶者を身分とした在留許可には労働制限はなく単純労働に就ける。こうした人たちも外国人労働者と捉えられる。また、活動に関する資格により労働を制限されていても、資格外活動の許可を得れば認められる。さらに、研修技能実習制度で研修の後、雇用契約の下に実習を行い、労働力を提供するという実態もある。

政策については大いに議論してよいが、外国人の日本における労働・活動は現行の規則に則って行うべきものである。労働者の問題ではないが、就学、留学生の費用支弁の問題がある。将来の国の架け橋となるべき人々を育てる重要な制度として円滑に受け入れるための支援体制が必要である。トラフィッキング（人身売買）に関しては、摘発者の中に被害者がいないかの調査を行いその実態を把握した。被害者の保護・相談のシステム構築、トラフィッカーの訴追のための法改正等を含め真剣に取り組んでいる。また、難民の保護に関しても、先の難民認定制度の改正を通じて透明性のある制度を目指している。

最近の内閣府の調査によれば、多くの日本人が外国人労働者に対して不安を覚えていると同時にある程度の受け入れも仕方がないと感じている。不法就労者がなぜ多いのか知ることが必要ではないか。少子高齢化ということだけではなく、若年層のいわゆる 3 K を含む単純労働離れや、束縛を嫌うあまりのフリーター化があり、需要があっても人がいない仕事が多くあるのは事実であろう。需要があっても正式に入れられないということが不法就労者を増やしている。研修・技能実習制度についても、労働力不足を埋める手段になっている場合があるようだ。受け入れ先で何も学ぶことができず、単純労働をさせられているという報告もある。労働とすれば手当は低く、技能も何も修得できないのなら不法でも稼いだほうがよいと、逃げ出す者もいるようだ。

受け入れないのにはいつてきてしまうという状況を放置するのではなく、整備された環境づくりをして外国人労働者を受け入れたほうが経済大国としてふさわしかろう。

外国人の犯罪率が高くなっていることについては、外国人労働者の存在がその増加の原因というより、組織的な犯罪者によるものではなからうか。現在のように外国人が不法滞在者として搾取されたり、賃金をきちんと支払われなかったりして犯罪と繋がってしまうこともあるかもしれない。もし、あらゆる業種で働く外国人が合法的に入国、登録されるシステムがあれば、外国人労働者がどこで何をしているのかきちんと把握できるようになる。

国際移住機関(IOM)移住問題総合政策局長 谷村 頼男

国際的な移民の状況としては、2000 年現在、全世界に 1 億 7500 万人の移民がおり、2050 年にはこれが 2 億 3 千万人になると推計されている。1 億 7500 万人とは、それを一つに集めると世界で 6 番目の人口大国となり、世界の人々の 3 5 人に 1 人が移民ということである。1 億 7500 万人のうち 1 億 2 千万人が労働移民及びその家族である。

移民増加の理由は、まず、グローバルイゼーションによると考えられる。すなわち IT による情報の遍在化、どこにいてもほかの国の状況が情報として入手できるということ。移動手段、飛行機代が安くなったこと。南北間格差が拡大したことが挙げられよう。それと、先進国の少子高齢化の影響である。

受け入れ国の多くでは「人の移動」は止めることができないという前提を受け入れており、今や、いかにそれを管理していくかということに議論の焦点がある。日本も将来、外国人労働者を受け入れないという選択は、非現実的である。いかに有益な形で受け入れていくのか、コストとベネフィットの比較分析が求められていると考える。この分析はメリット・デメリット論とは多少異なる。前者は受け入れるにあたっての経済のみならず、社会、文化などの総合的観点から考えていくのに対して、後者は受け入れるのか、受け入れないのかという議論の際に用いられる。今や、受け入れは既に前提となっており、その際、コストゼロはありえない。コストは総ての分野で必ず支払わざるを得ない。そのことを十分認識して人を入れる問題を考えていく必要がある。

また、日本だけの都合を考えてはならない。受け入れ国の利益だけでなく、送り出し国への影響も十分に加味した検討が必要といえる。受け入れ国、送り出し国、移民の 3 者にとって好ましいものであるのが優れた移民政策である。また、移民政策には社会の変化に対応していく柔軟性が必要である。

各国に共通にあるのが縦割り行政の問題である。日本でも、移民問題にかかわる省庁は数多く、それぞれが異なる問題を管轄する。政府としていかにうまくコーディネーションをとっていくかが大きな課題である。

看護師、介護士を含めて、世界は限られた数の優秀な人材を求めての移民獲得競争の時代にはいっている。そのことを十分に理解して、日本を魅力ある国にしていかなければ、優秀な人材の獲得が難しくなる。

質疑応答と討議（抄）

手塚：パネリストからの発言の前に、フロアーから 2、3 質問を受けたい。

会場：外国人受け入れに当たっての治安面の危惧についてだが、事実を改めて認識する意味で指摘をしたい。昨年の外国人刑法犯の検挙人員の全体に占める割合は 2.3% である。オーバーステイ、不法入国といった在留資格のない者の犯罪者の比率は 0.4% であり、この数字を単純に理解すべきである。政府の意識調査により、国民が外国人の受け入れと治安への不安を結び付けているようだが、この意識は、事実に基づいたものではなく、マスコミ報道等を受けてのものではないかと思う。これらの数字を念頭に置いた議論をお願いする。

会場：私としては、グローバル化の趨勢や、人口構成の推移を考えれば外国人労働者の受け入れは不可避であろうと思っている。そのために、国内体制の整備が必要なのだが、単純労働者の受け入れを禁止しながら、日系人の受け入れだけを例外としていることに大いなる疑問を持っている。日本の経済、産業のために多大な貢献をしているので日系人の受け入れに反対しているわけではないが、ただ、ある国の人々の受け入れについて、先祖が日本人の血統であることだけで特権を与えていることが、その国のほかの人々に対する差別として問題にならないか。ドイツでも移住した子孫に対して特典を与えているようだが、今後、色々な交渉が進むにつれて平等、反差別といった視点から問題にならないのか、ご意見をいただきたい。

四宮：日系人に特別待遇を与えているというのは、今の制度として決めた話で、形式的議論をすればこれは我々の価値判断の問題で、そういう扱いを停止し平等の扱いとすることは政策的にはとりうる。立場上どうすればよいか言うことはできないが、そういう話だと思う。

谷村：似たような例では、南米にスペインから移民した人たちの子孫が今、母国に移民として帰っている。日本と異なるのは、移住で南米に行った人たちは、そのままスペイン文化を継承していて言語の問題がないので、問題なく社会に溶け込めるといえることがある。日本に若干似た例としては、ドイツで、東欧圏に住んでいたドイツ人の子孫を冷戦終了後、本国に受け入れたが、彼らはドイツ語を話さなかったということがある。

会場：法務省が行った入管法違反者の中にトラフィッキング、人身売買の被害者がいるかどうかの調査の内容について、具体的な数や割合、調査方法、調査期間、また、調査内容の公表予定の有無等についてご教授いただきたい。

四宮：人身売買に関する議定書にあるトラフィッキングの定義に基づいて、一定期間、月単位で昨年から 3、4 回、我々が摘発した者達について男女を問わず個別に聴き取り調査を行った。数字にばらつきがあるので、一人歩きしては困るので数字を出すのは控えたいが、想像以上に数は多いと個人的には感じた。一ヶ月の数を単純に 12 倍すれば年間の数になるが、かなりのものであった。まだ調査が完結していないので、公表するかは未定である。

会場：日本にいる外国人の大半は就労している。労働者として受け入れている人だけではなく、定住者には日系人がいるが、中国残留日本人孤児とその家族もいる。その家族の範囲がかなり広い。それが広く日本のかなり辺鄙な農村にも来ていて就労している。日本人の配偶者も事実上就労しているのが大半であろう。議論は日本に外国人労働者を受け入れるかというところにあるが、既に、日本はかなりたくさんの外国人が入ってきていて就労しているにもかかわらず、国内での受け入れ

体制についての議論に乏しい。今後こうしたシンポジウムを行うなら、受け入れるかどうかではなくて、もう入ってきているということを知りたい。

研修制度の持つ問題についての指摘はあったが、外国人犯罪ということが新聞に載ると一外国人として不安になる。政府の関係者によって語られたことが慎重に発表しているつもりでも、メディアに載ると常に短絡的なことになるので、言葉を慎重によく選ぶということが必要だが、それだけでなく、在留資格制度が制度上の欠陥として外国人犯罪者を生み出しているということを法務省は真摯に再検討していただきたい。

手塚：一つ目の点については、日本は外国人の単純労働について受け入れるか否か、未だに決めかねているが、60万、70万人が単純労働に就いているという現実があり、北脇浜松市長がその話をして、先ほど既に問題点を指摘している。さらに、世界の流れや今後の方向について、時間の制約があり無理があったが、重要な点を他のパネリストが提示した。モデレーターとして苦慮した結果である。ご理解いただきたい。

日本できちんとした調査がされていないのが問題だが、コスト・ベネフィット論に基づき、ドイツで外国人問題についての調査がなされた。その中で、いくつかのことが、はっきり指摘されている。一つは、少子高齢化という人口減少社会における外国人の受け入れは、一世代だけは効果があるということで、二世代以降は人口減少が止められず、将来的に保障するものではない。第二に、彼らがきちんと税金や年金を払っても、コスト・ベネフィット論では彼らの老後の生活を支える年金だけであるということである。翻って日本を見ると、日本の自動車や電機産業に入っている請負企業の利用者は、社会保険料も税金も所得税も払っていない状態で外国人労働者が受け入れられている。それで自動車などの工場は安く済んでいる。こういう受け入れ方は日本経団連でもぜひやめていただきたい。社会保険料も税金もきちっと払っていただきたい。

今は、働きたい人はたくさんいても、ミスマッチによって過不足があるという状態である。日本人ももっと働いてよいと思う。こうしたことも変えていかなくてはならない。男女雇用機会均等法が施行されてもそれを活用する女性が少ない。日本は一体どうなるのか。日本人も働き外国人も働き、一緒にそれぞれの生活を支え、お互いに理解しあっていくような、そういう日本を作っていくことをこのシンポジウムは理想とした。その点で、時間が足りず余り議論ができなかったが、最後に、パネリストから一言、意見をいただきたい。

谷村：日本にとって、外国人労働者を入れないという選択肢は非現実的である。先ほどの理由に加え、現実には多くの外国人がいて働いているということも論拠の一つである。

北脇：1990年の入管法改正の時点で、非常に大勢の外国人を受け入れることを決定した。その時点で、どのようなシステムの中で彼らが国内で活動できるようにするか、十分な議論をすべきであったが、それをしないままに来てしまった。そして、今、また、EPAの関係などで外国人の受け入れということが議論の焦点になっているので、今回こそは、日本の様々なシステムをどう作り直していくのかということを知りたい。国民的課題として議論していただきたい。

四宮：我々は、法律に従い制度に従って業務を行っている。外国人の方々もルールに従って活動して欲しいということで、入管としては確実に、立場としてはそれ以外にないということである。外国人受け入れ政策を正しく整えるということは、ただ、受け入れを閉ざすということではなく、よい交流を進めなくてはならないということがある。そのためには、入管だけではなく、例えば、就学生であれば、安心して勉学ができるような支援の体制を作るといったような、それぞれのテーマごとに包括的な対策が必要である。それは、入管だけでも、さらには政府だけでもできないことも多々あると思うので、色々な議論をしていきたい。外国人犯罪の数字に関する指摘については、私

には違和感がある。外国人による犯罪が国民の不安、大きな心配になっているというのは事実である。数字の問題などではない、それ以前の問題であると思う。

シントン：外国人の犯罪のことで、数字としては低いが、日本人の意識で多くなってきているという印象を持っている。実際、以前はそれほどなかった。それは、外国人が今まで余りいなかったからであろう。日本での外国人犯罪率が高くなっていると言われているが、日本人の海外での犯罪率も昨年、前年比2割の増加であった。

手塚：更なる議論がこれからあることと思われるが、この議論については、今回だけではなく今後とも皆様も関心を持って加わっていただきたい。私が関係している外務省海外交流審議会の外国人問題部会でも、この10月に答申を出したいとして、各界の委員と議論をしている。

閉会の辞

外務省経済局長 佐々江 賢一郎

本日は暑い中、この部屋はなかなか涼しかったですと思いますが、大変長時間熱心にシンポジウムに参加いただき、ありがとうございました。冒頭、このシンポジウムを始めるときのご挨拶で、この外国人労働者の受け入れ問題というのは、政府の課題として直面している経済連携協定を超えたものであり、国のかたちにも関わる問題であること、これは我々が主体的にどのように対処していくのかを考えていくべき課題であるということをご指摘いただきましたが、まさに本日の議論を通じて、そのことが極めて鮮やかに浮き上がってきたように思います。

もちろん、当面の経済連携交渉では、特定の国、あるいは特定のセクター、特に午後のセッションで取り上げられた医療・保健の分野が非常に大きな課題となります。そのこと自体についても色々な意見がありました。この機会に国内の制度を見直すべきだという意見もありました。看護師、介護士の受け入れの問題を議論しながら、同時にそれは、日本の全体の姿とダブっている面がありました。我々は特定の問題を論じながら、実はそこに日本の将来のより大きな課題が控えているということを感じたわけです。

我々の国の将来の方向として、最後のセッションのパネリストの何人かの方、特に谷村さんからは、外国人労働者の受け入れは不可避であり、世界はそういう潮流にあるとの指摘がありましたが、その時に、コスト・ベネフィット メリット・デメリットではなくて、コスト・ベネフィットというお話がありましたが それをよく考えながら、どうしたらベネフィットを最大化し、コストを最小限にするか、そのことについて国民一人一人が問われているということだと思えます。

特に、政府に対しては、今日、大変多くの論点について問題が投げ掛けられたと思います。外国人労働者は既に受け入れられており、その受け入れられ方が非常にアド・ホックなやり方、あるいは、制度全体のグローバルなデザインに基づいたものでは必ずしもないとの指摘もありました。そういう中で、やはり将来の方向として国内の体制をもう少ししっかりする必要があるのでないか。これは政府の体制の問題でもありますし、政策の問題でもあると思ったわけです。

ここで、総ての論点について、私がサマライズするとあと 20 分位かけなければなりませんが、皆さんもお疲れでしょうから差し控えさせていただきますが、今日の議論のラップアップを是非別の形でさせていただき、広く皆様のご批判を仰ぎたいと思っています。

今日、パネリストの方々には、わざわざ外国から、その他の方々にもお忙しい中、参加していただきまして誠にありがとうございました。特に、国際移住機関からは大変大きな協力を得ましたことを改めて御礼申し上げます。それから、長時間この討議に熱心に参加下さった皆様に御礼を申し上げたいと思います。そして、通訳の方々、難しい通訳だったと思います。改めて御礼申し上げます。

どうもありがとうございました。